

番号制度と期待される住民サービス

須藤 修 (東京大学大学院情報学環)
Osamu Sudoh (The Univ. of Tokyo)

Osamu SUDOH

Dean, Professor, Ph.D.

**Graduate School of Interdisciplinary Information Studies,
The University of Tokyo**

And also,

**# President, Next Generation Television & Broadcasting
Promotion Forum Japan (NexTV-F)**

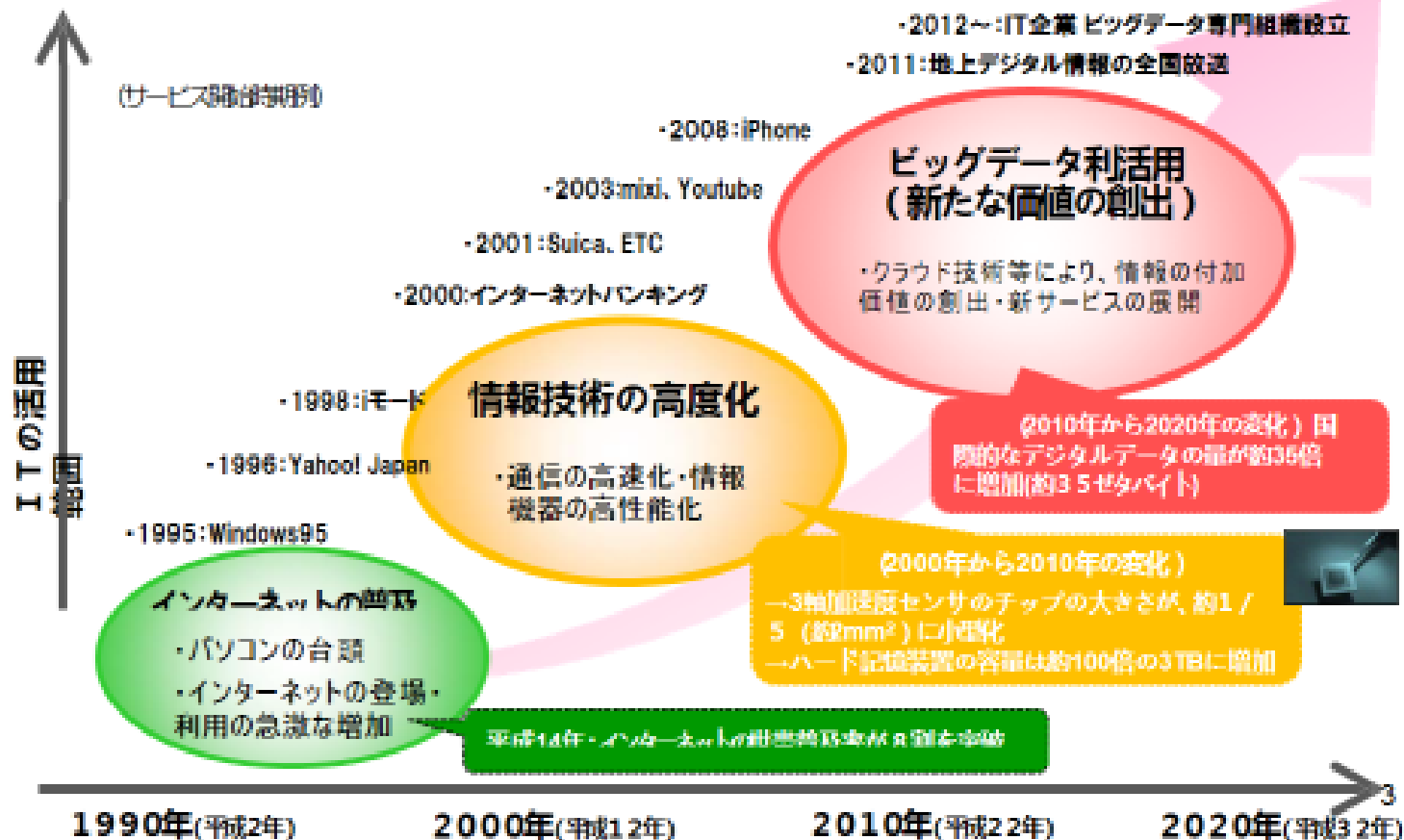
Visiting Professor, National Institute of Informatics (NII)

**# Member of the OECD Global Science Forum Expert
Group**



ITの進展に伴う情報の利活用状況の変化

インターネットの社会基盤化と情報技術の高度化に伴い、2010年以降は大容量かつ多様な情報(ビッグデータ)の利活用による新サービスの展開等に向けた取組みが活発化



出典: 総務省「ICTコトづくり検討会議 報告書」より国土交通省作成

3. 自動車関連情報の利活用状況(8)

(参考)東日本大震災時における自動車情報を活用した取り組み

○東日本大震災時には、各メーカーが協力して、各社が保有する通行実績情報を提供。

～東日本大震災時の各社の動き(概要)～

3月12日 : ホンダは、被災地域への支援者のスムーズな移動を確保するために、走行実績データを活用した東京以北の通行実績情報を自社HP上に公開。

14日 : ホンダはGoogle社と協力し、通行実績情報をGoogle社の「Google 自動車・通行実績情報マップ」で提供開始。

16日 : トヨタが被災地域周辺の通行実績情報を自社HPに公開。

19日 : **ITS-Japanがホンダ、トヨタ、日産の通行実績情報を集約し、提供開始。**

4月16日 : ITS-Japanで集約された通行実績情報に**国土地理院の「通行止め情報」を追加。**



※ITSの研究開発及び実用化の推進のために、ITS関連の5省庁(当時の警察庁、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省)の支援のもと1994年1月に設立された任意団体。

出典:ホンダ社 ニュースリリース、ITS社 ホームページ、トヨタ社 ニュースリリース、アイティメディア社 EDNJapan記事

OECD Global Science Forum

- Data resources and capacity to analyse data **exist separately** in national official statistical agencies and the research community, both within and across countries.

□ Challenge

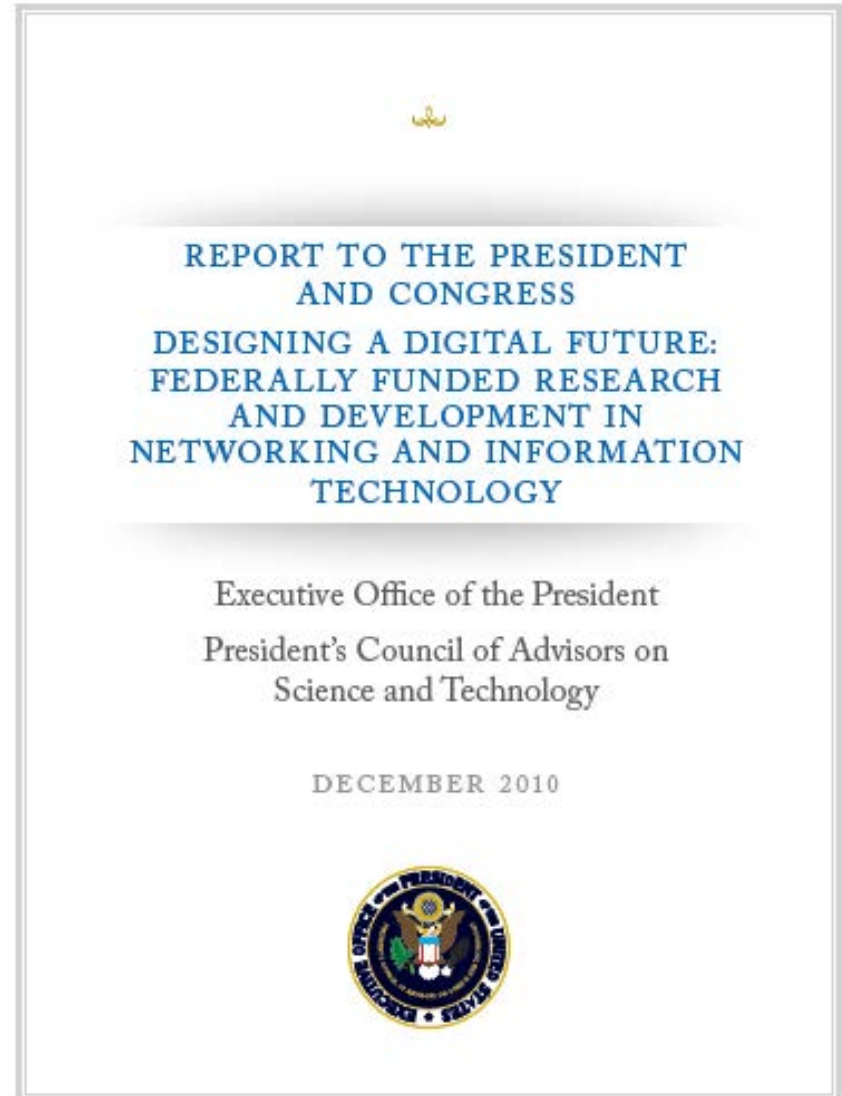
- Mechanisms should be established which build upon and enhance further the efforts being made by producers of data (e.g. official data producing agencies, businesses, researchers) and the users of data (e.g. researchers, policy-makers) to share expertise, knowledge and resources, particularly in the areas of data access, linkage and integration and analysis.
- ◆ Source : OECD-GSF [2013] *New Data for Understanding the Human Condition*, OECD, p.4



eGov(電子行政)の動向

NIT for Democracy

- Information technology is transforming government operations and opening new communication channels between government and citizens. A broad vision going by the name of digital democracy envisions the use of information technologies to **improve public discourse, increase dialogue between citizens and government, make government more open and transparent, improve the operation of government**, and bring the benefits of technology to everyone. (p.33.)



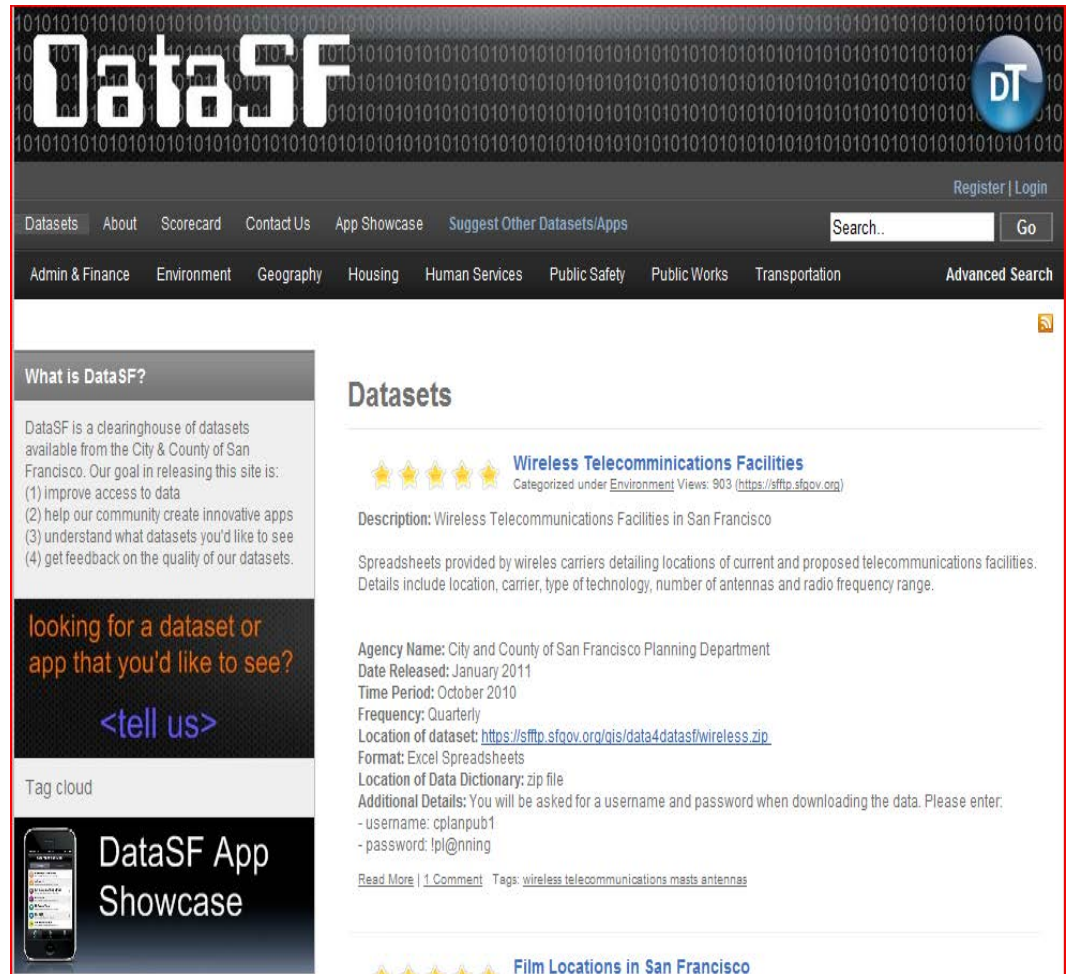
City of San Francisco Cloud Computing Strategy

ウォルトン SFCCIO



Open Data Cloud Initiative

- Launch of DataSF.org in Aug 2009
- Nearly 200 datasets published and 60 applications developed
- Open Source based



Example Applications



Mom Maps – Mom Maps is a new iPhone application that helps you find kid friendly locations in San Francisco. It contains an extensive list of parks, playgrounds, restaurants, museums and indoor play areas that are kid friendly and fun. Using GPS you'll see results which are close to you, plus a map to get you there.



Routesy San Francisco – Routesy will help you find your way around the Bay Area's top transit systems — San Francisco Muni and BART — in real time. Simply choose the line you want to ride, and Routesy will show you the closest stop or station, along with real-time prediction data to make sure you make it on time.

10

ワンストップ&お知らせ型のサービス提供(デンマーク)

The screenshot displays the homepage of borger.dk, a Danish citizen service portal. The header features the logo "borger.dk" with the tagline "din indgang til det offentlige" (your gateway to the public sector). A navigation bar includes "Forside" (Home), "Min Side" (My Page), and "Post" (Post). A search bar is located on the right. Below the navigation, there are two columns of service categories, each with a right-pointing arrow icon. The right column includes a "Print Permanent link" option. The main content area is divided into several sections: "Min Side" (My Page) with a list of services like Digital Post and NemKonto; "Selvbetjening" (Self-service) with options like SKAT - TastSelv and Send erklæring; "Hvad kan vi hjælpe med?" (How can we help you?) with options like "Jeg vil læse om efterlønsvalg"; and "Prøv også" (Try also) with options like Digital post and Nyheder. The footer shows a Windows taskbar with the Internet Explorer icon and a 100% zoom level.

borger.dk
din indgang til det offentlige

Log ind
Ingen kommune valgt

Forside > Min Side > Post > Søg >

Print Permanent link

- Arbejde, dagpenge, orlov
- Bolig og flytning
- Danskere i udlandet
- Familie og børn
- Forbrug, penge, forsikring
- Handicap
- Miljø og energi
- Pension og efterløn
- Politi, retsvæsen, forsvar
- Samfund og rettigheder
- Skole og uddannelse
- Sundhed og sygdom
- Til unge
- Transport og rejser
- Udlændinge i Danmark
- Ældre
- Økonomi, skat, SU

borger.dk er din indgang til hele det offentlige Danmark. Her kan du finde information og betjene dig selv over for det offentlige.

Min Side

- Digital Post - NemKonto
- bolig-skat-SU-pension
- sundhed -familie-skole
- årsopgørelse 2011
- forskudsopgørelse 2012

Selvbetjening

- SKAT - TastSelv
- Send erklæring om børnetilskud
- Søg fortsat udbetaling af børnebidrag
- Anmeld flytning

Beregning af forventede efterløn

Køb sikkert ind på nettet

Hvad kan vi hjælpe med?

- Jeg vil læse om efterlønsvalg i 2012
- Jeg skal forny kørekort
- Jeg skal flytte

Prøv også

- Digital post
- Nyheder
- Hyppige spørgsmål
- Kendte fejl

インターネット 100%

(source) <https://www.borger.dk/>

ペルソナを用いた市民ポータル設計開発 (デンマーク)

- 名前:ヘレ
- 年齢:42歳
- 家族:16歳の息子マーチンと9歳の娘マーチアス。最近、夫トルベンと離婚してシングルマザーに。
- ペット:犬1匹
- 住まい:ヴァイレ、2階建ての戸建て
- 職業:ヴァイレ病院の看護師
- 状況:仕事と育児でとても忙しい。離婚したばかりなので、精神的にまいっている。

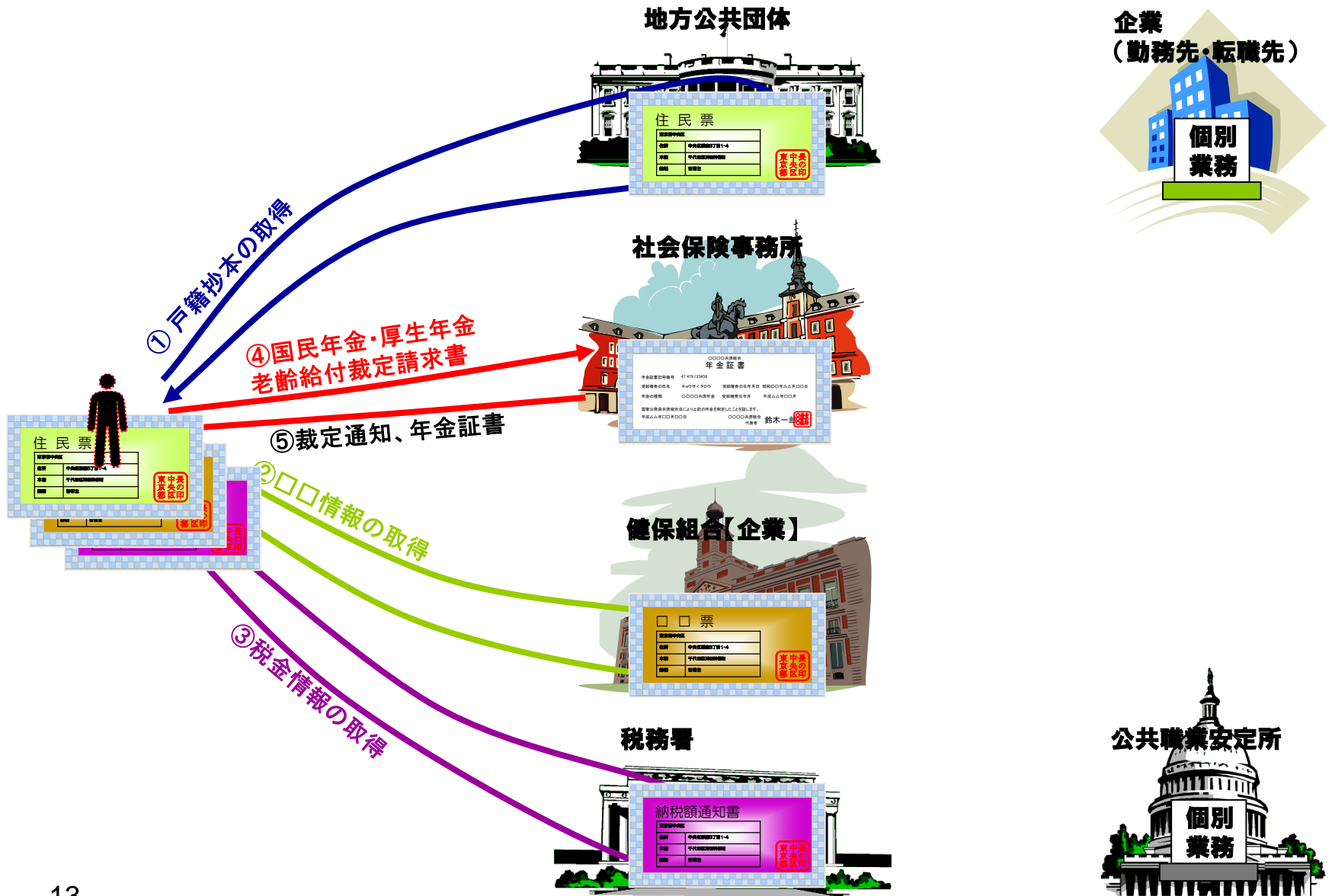


政府ポータルで、彼らをどのように支援できるか？

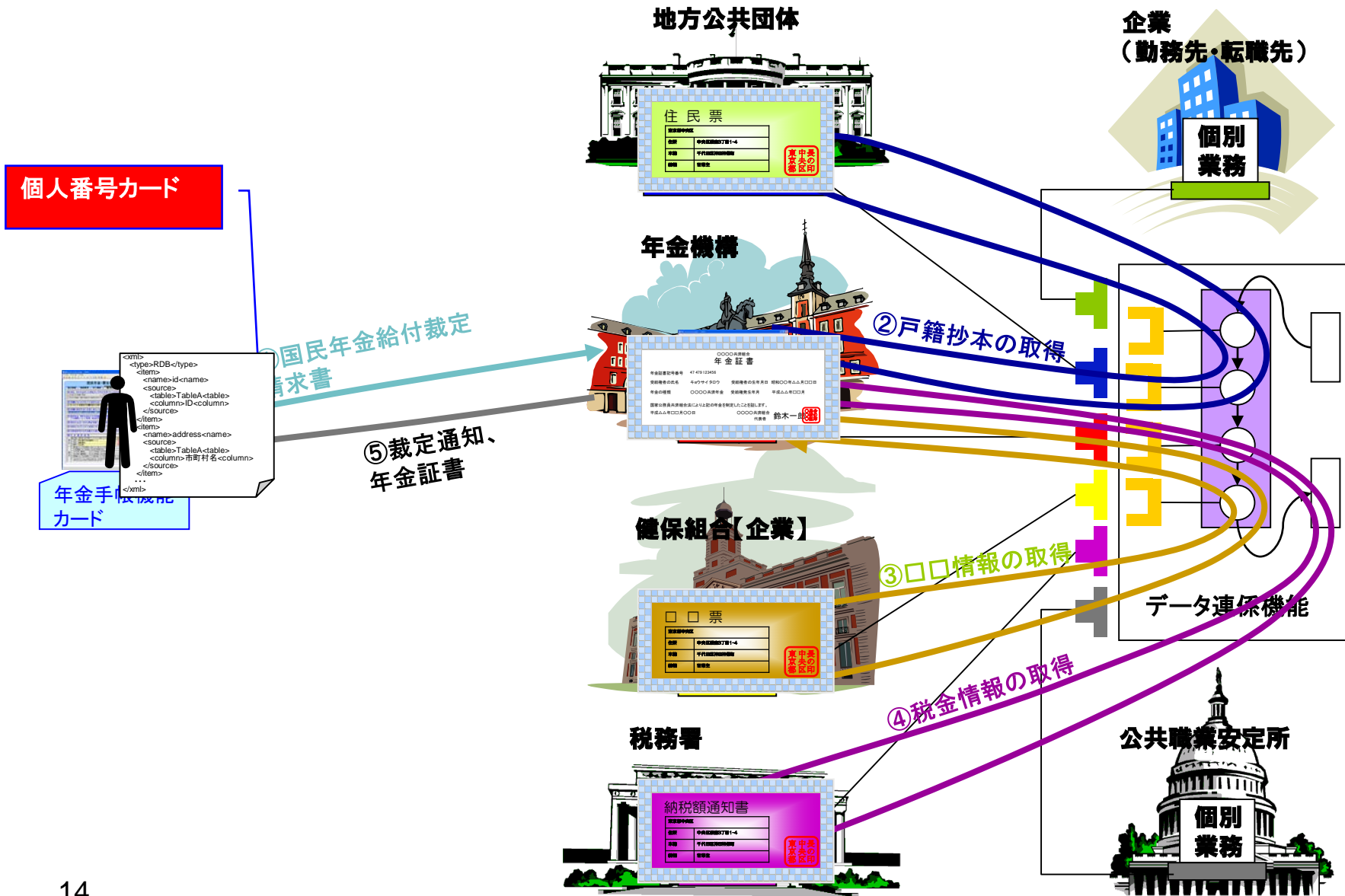


- 名前:ペーテル
- 年齢:33歳
- 家族:妻アンネと11カ月の娘アルバ
- 住まい:コペンハーゲン、マンション
- 職業:製薬会社のコミュニケーション部門
- 状況:妻は育休中なので家計が厳しい。仕事で忙しいが娘が寝る前には帰りたい。

国民年金・厚生年金の給付 ～ Before (現行) ～



国民年金・厚生年金の給付 ~ After (次世代) ~



社会保障と税における番号制度 (通称:「マイナンバー」)

番号制度導入の意義

- 番号制度は、複数の機関に存在する個人情報
を同一人の情報であるということの確認を
行うための基盤であり、社会保障・税制度の
効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を
実現するための社会基盤である。
- ➡ 社会保障・税・防災分野で番号制度を導入

- 行政事務の処理における本人確認の簡易な手段として活用する。(第3条)
- 行政事務以外の事務処理において個人番号カードの活用が図られるようにする。(第3条)
- 市町村の機関、その他政令で定めるものは、条例で定めるところにより、一定の事項を個人番号カードのカード記載事項が記録された部分と区分された部分に電磁的方法により記録して利用することができる。(第18条)

- 社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において利用。
- 行政機関等が行う特定個人情報以外の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮しなければならない。(第3条第4項)

■ アクセス記録表示

- 自己情報にいつ、誰が、なぜアクセスしたかを確認する機能

■ 自己情報表示

- 行政機関などが持っている自己情報について確認する機能

■ ワンストップサービス

- 行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

■ プッシュ型サービス

- 一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

■ 特定個人情報保護委員会(いわゆる三条委員会)

- 個人番号その他の特定個人情報の取り扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、安全性及び信頼性を確保するように、関係する行政機関の長に対して、必要な措置を実施するよう求めることができる。(第54条第1項)
- 特定個人情報の取り扱いの監視又は監督(説明要求、立ち入り検査、助言、指導、勧告、命令)
- 特定個人情報保護評価の実施
- 内閣総理大臣に対する意見具申
- 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両院の同意を得て任命
- 政府から独立した職権を行使

今後の検討事項

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大、情報提供ネットワークシステムの用途拡大について検討を加える。(附則第6条第1項)
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限拡大等について検討を加える。(附則第6条第2項、第3項)
- 新たな認証技術の導入を検討する。(附則第6条第4項)
- マイポータル[○]の設置、活用について必要な措置を講ずる。(附則第6条第5項、第6項)
- 政府は、複数の地方公共団体の情報システムの共同化、集約の推進等について協力する。(附則第6条第7項)

IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会
マイナンバー等分科会中間とりまとめ
2014年5月20日

マイナンバー等分科会 中間とりまとめ(案)の概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

個人番号カード

誰もが取得できる 実社会・オンラインの本人確認手段

- 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、**個人番号カードへの一元化／一体化**
- コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大
- 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知
- オンライン本人確認手段である**公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大**
- 取得に係る本人負担の軽減 等

マイポータル/マイガバメント

暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供

- 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧
- 利用者の利益になる情報を提供する**プッシュ型サービス**
- 引越しや死亡等のライフイベントに係る**ワンストップサービス**
- サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み
- シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る**官民連携基盤**
- **スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大**
- 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備

個人番号/法人番号

名寄せ・突合による情報の正確で迅速な確認

- 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し
- 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底
- 法人番号を利用した**法人ポータル**の構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討

①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

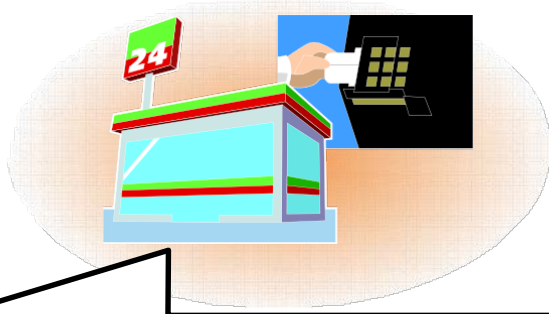
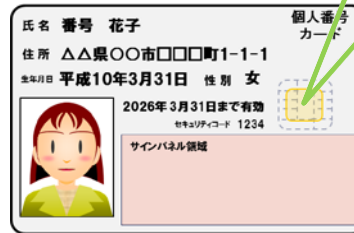
個人番号カードの普及・利活用

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大。

職場・役所・病院等で必要なカード類(健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等)や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化



個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大



窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大



身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減

マイポータル/マイガバメントの構築

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム(いわゆるマイポータル)を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する(※名称については見直しを検討)。

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

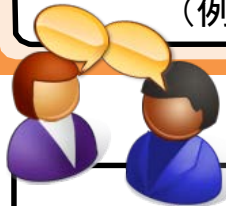
利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報(政府広報等 お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等)を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

利便性の高いサービス利用に必要な基盤 電子的に完結するよう必要な情報をデータで入手利用する仕組み(マイポータル/電子私書箱)
(例: 生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等)

シームレスな官民サービス利用を可能とする本人確認に係る官民連携基盤
(例: 民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等)



サポートを受けながらの利用や 代理人による利用に係る環境整備



スマートフォンやCATV等、利用チャネルや認証手段を拡大

個人番号／法人番号

【個人番号】

- **個人番号を利用した業務見直し** 国において、個人番号を利用する事務について、システムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性を含め、業務・システムの見直しを進めるとともに、同様の対応が求められる地方公共団体に対し、法令解釈 やシステム仕様等について、必要な助言・情報提供等の支援を行う。
- **個人番号の利用範囲の拡大** 現行可能なマイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務、具体的には①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番（口座名義人の特定・現況確認等に係る事務）、④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、⑤自動車の登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、個人番号の利用範囲の拡大等を検討する。

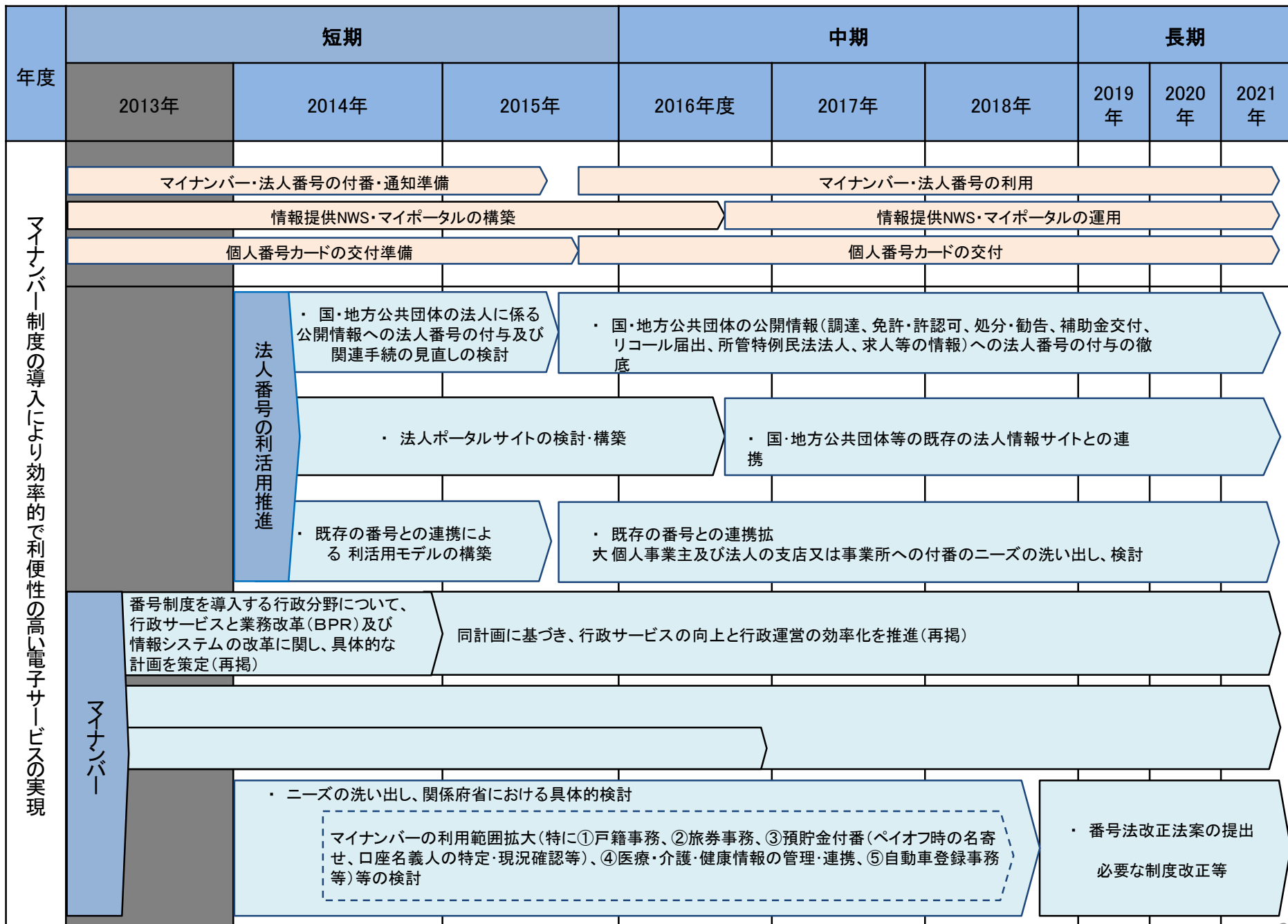
【法人番号】

- **行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与** 国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、法人番号を併せて公開することで、検索・利用を容易にする。そのために、関連する行政手続きにおいて法人番号を求め、法人情報の適切な管理を図る。
- **「法人ポータル」の構築** 法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手や、各種のオンライン手続き等を行える「法人ポータル」を構築する。
- **既存の番号との連携拡大等** 国内外で法人に付されている既存の番号との連携を進めるとともに、個人事業主等に対する付番等について、具体的な利用ニーズ等を検討する。

マイナンバー制度の導入により効率的で利便性の高い電子サービスの実現(ロードマップ)①

年度	短期			中期			長期			
	2013年	2014年	2015年	2016年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
マイナンバー制度の導入により効率的で利便性の高い電子サービスの実現	マイナンバー・法人番号の付番・通知準備			マイナンバー・法人番号の利用						
	情報提供NWS・マイポータル構築				情報提供NWS・マイポータルの運用					
	個人番号カードの交付準備			個人番号カードの交付						
	主な機能・内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> 主な機能・内容の検討及び所要のシステム構築・制度見直し 閲覧可能な自己情報の整理・充実 プッシュ型／ワンストップサービスの検討・調整 マイガバメント上で入手するデータ利活用 			<ul style="list-style-type: none"> 検討を踏まえ、順次、サービス提供を開始 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康情報の閲覧 個人向けプッシュ型サービス 引越、死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 税務関係の証明書類の電子化等、電子的に完結するサービス等 					
	トラストフレームワークの検討	<ul style="list-style-type: none"> 官民の本人確認連携基盤及びポータル連携の検討 			<ul style="list-style-type: none"> 検討を踏まえ、順次、サービス提供を開始 民間ポータルとの連携 官民連携サービス(e-Taxの確定申告と銀行サイトの納付の連携等) 					
	携帯電話・CATVを用いた行政サービスの利用に係る技術的課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> 利用チャンネル及び認証手段の拡大に向けた検討 			<ul style="list-style-type: none"> 検討を踏まえ、順次、利用チャンネル及び認証手段を拡大 					
		<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等への端末設置や代理利用の整理等 いわゆる情報弱者の利用に向けた対応策の検討 			<ul style="list-style-type: none"> 検討を踏まえ、順次、対応策を実施 					
	暮らしに係る公的サービス及び国家資格等資格証明に係るカード類の一元化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> カード類の一体化等、市町村による独自利用の推進 			<ul style="list-style-type: none"> 検討を踏まえ、順次、個人番号カードへの一体化／一元化を実施(健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等) 市町村による独自利用の推進 民間事業者による空き領域利用ニーズの検討 					
	民間事業者による空き領域利用に係る政令整備									
	コンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者の参加拡大	<ul style="list-style-type: none"> 対象手続き拡大の検討 			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体・事業者の参加拡大 検討を踏まえ、順次、対象手続きを拡大 					
本人確認手段としての利用に向けた調整・周知				<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する手続きで利用 						
公的個人認証サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> 民間利用のユースケースの明確 			<ul style="list-style-type: none"> 検討を踏まえ、順次、行政手続き等の拡大・見直しを実施 署名検証者の民間事業者への拡大、利用の働きかけ 						

マイナンバー制度の導入により効率的で利便性の高い電子サービスの実現(ロードマップ)②



地方公共団体における
番号制度の導入ガイドライン(概要)
総務省

総務省「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」
(座長：須藤修)

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第2章①】

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム（第1節）

（ポイント）

① 個人番号の指定等

個人番号の指定
個人番号を住民票に記載
住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加
個人番号の通知 *
個人番号変更への対応

② 個人番号カードの交付 *

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

（改修時期）

平成26・27年度

各地方公共団体において来年度当初予算計上が不可欠

* 個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

地方税システム（第2節）

（ポイント）

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による検索機能の追加等

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

④ 所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

⑤ 個人情報保護（地方税法上の守秘義務との関係）

（改修時期）

平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

情報提供ネットワークシステム インターフェイスシステム（第3節）

（ポイント）

国が一括で開発し、管理する。

（設置時期）

平成27年度以降

中間サーバー（第3節）

（ポイント）

① 情報提供

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等信息を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

② 情報照会

既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

③ 符号管理

④ 既存システム接続 *

⑤ インターフェイスシステム接続

⑥ 情報提供等記録管理

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コストの観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバー」が必要

（ハードウェア導入時期）

平成27年度

平成25年度から国で一括してソフトウェアを開発

* 既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要

宛名管理システム（統一）等（第4節）

（ポイント）

① 宛名番号付番機能

② 宛名情報等管理機能

③ 中間サーバー連携機能

④ 既存システム連携機能

（改修時期）

平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

その他の業務システム（第5節）

（その他の改修が必要となるシステム）

- 住民向けの社会保障関係システム
- 職員向けの人事・給与システム等

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第3章】

第3章 番号制度に対応した個人情報保護対策

番号法の概要（第1節）

（ポイント）

- ①定義
- ②地方公共団体の責務
- ③個人番号の付番
- ④利用範囲
番号法第9条に規定される利用範囲
- ⑤委託
再委託に関し当初の委託元の許諾
- ⑥安全管理
- ⑦情報の共有・活用
- ⑧本人確認
- ⑨個人番号カード

- ⑩特定個人情報の提供、収集、保管の制限
番号法第19条の規定に基づく特定個人情報の提供ができる場合の限定列举
- ⑪情報提供ネットワークシステムの利用に関する事項
情報提供の求め又は情報提供があった際の記録の保存
- ⑫特定個人情報保護評価
特定個人情報ファイルを保有するに先立ち、特定個人情報保護評価を行う
- ⑬行政機関個人情報保護法等における特例
適用除外及び読替規定の趣旨を踏まえ必要な措置

番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方（第2節）

（ポイント）

1 番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方

① 特定個人情報

個人番号と紐付かない個人情報は、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」、個人番号と紐付く個人情報は、番号法の対象である「特定個人情報」

② 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルが「特定個人情報ファイル」

③ 利用範囲

- ・ 個人番号利用事務は番号法第9条第1項及び別表第一に規定
- ・ 番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号の利用が可能

④ 情報提供の制限

- ・ 番号法第19条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列举し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている

⑤ 目的外利用

- ・ 目的外利用が許容される例外事由を限定

⑥ 特定個人情報保護委員会による監視、監督

- ・ 特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等による、特定個人情報の適正な取扱いを担保

2 個人情報保護法制との関係

- ・ 現行の個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じる

地方公共団体に求められる取組（第3節）

（ポイント）

① 制度的措置

- ・ 番号法第31条に基づく条例の見直しを検討する必要がある（目的外利用、提供、開示・訂正・利用停止、利用停止）
- ・ 一部地域の独自性に基づく条例の規定が定められており、番号法の規定と整合性が取れない場合は条例の見直しを検討する必要がある
- ・ 個人番号の利活用のために条例の見直しを検討することが考えられる（庁内における特定個人情報の利用、同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供、個人番号カードの独自利用）

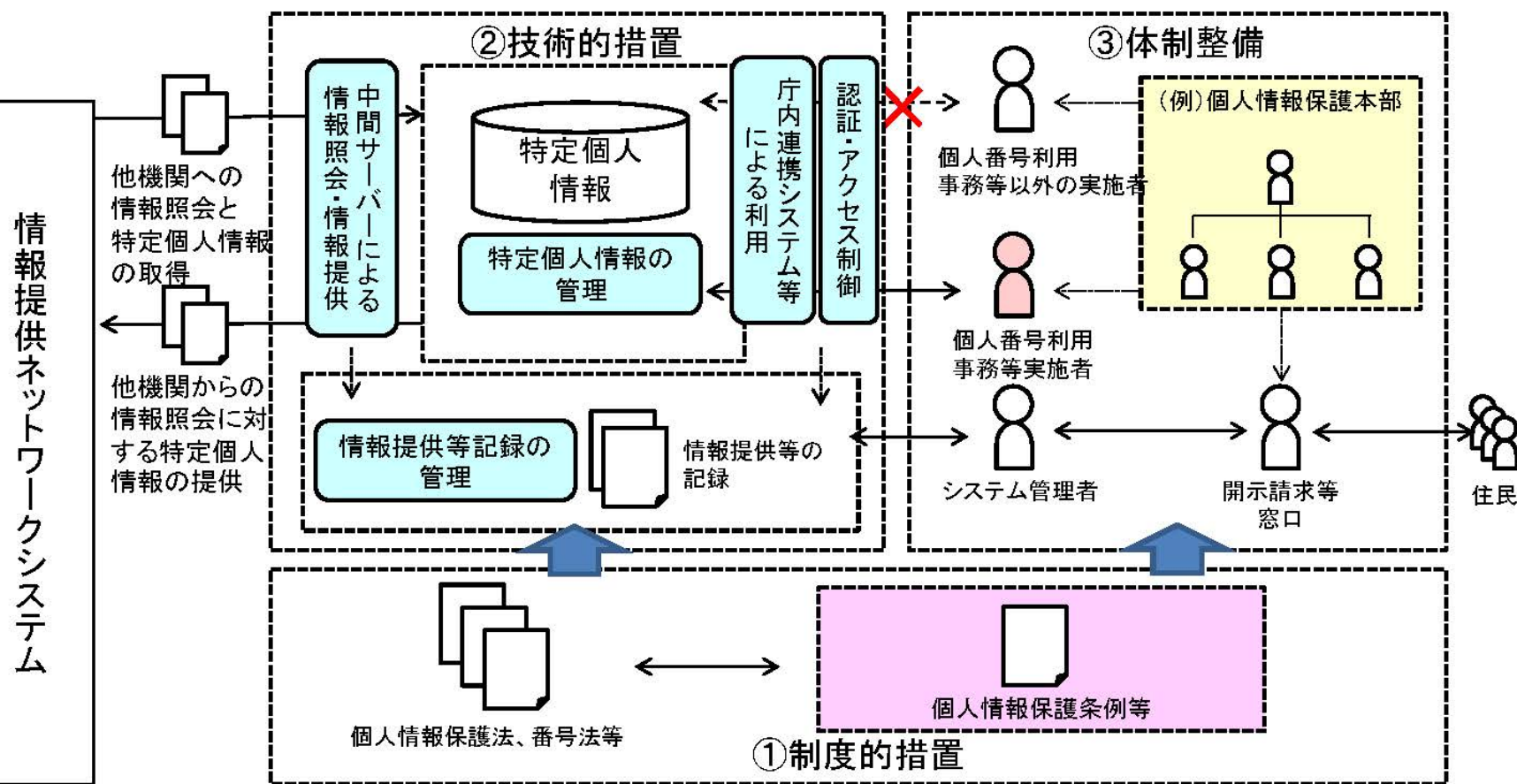
② 技術的措置

- ・ システム上での個人情報と特定個人情報の区分を行うために、個人番号利用事務実施者でない者が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行う必要がある
- ・ 中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う際に、「既存業務システムを経由する場合」「中間サーバーを直接操作する場合」において端末や職員、既存業務システムの特定のための認証とアクセス制御を行う必要がある

③ 体制整備

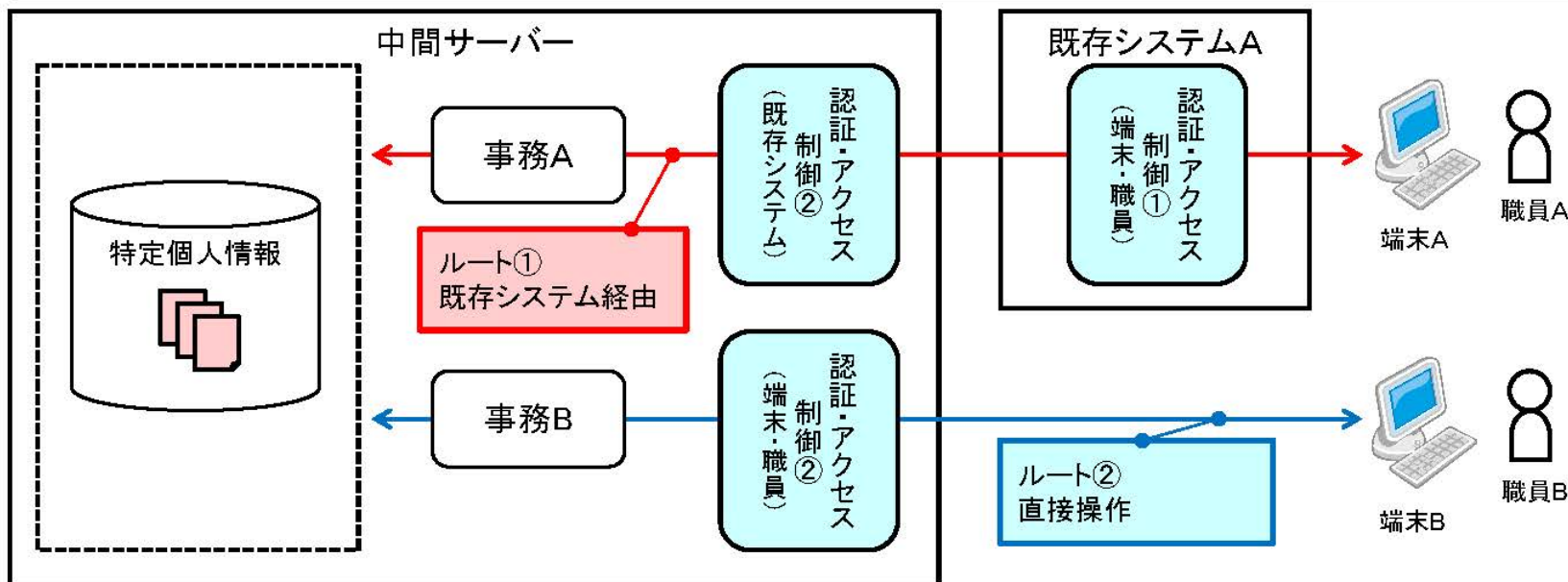
- ・ 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要がある
- ・ 番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある
- ・ その他緊急時対応や職員研修、セキュリティ監査の対応の検討が必要となる

地方公共団体に求められる取組として、①制度的措置(条例改正等)、②技術的措置(特定個人情報の管理方法、アクセス制御等)、③体制整備が考えられる。



- ①制度的措置: 条例改正に係る対応項目及び地方公共団体における独自規定に係る留意点を示す。
- ②技術的措置: システム上で推奨されるデータ保持方法並びにアクセス制御等の措置について示す。
- ③体制整備: 特定個人情報保護評価への実施手順や留意点等や職員への研修、監査、実施体制、セキュリティインシデント発生時の対応等における考え方を示す。

- 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携に当たり、プレフィックス情報(※)に定義される事務単位に適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、アクセス制御や権限設定を行う必要がある。
- 上記に当たり、中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う方法として、既存システムを経由する方法と、中間サーバを直接操作する方法の2つがあるため、それぞれの認証及びアクセス制御に係る考え方を整理する。



認証・アクセス制御	ルート①(既存システム経由)	ルート②(直接操作)
認証・アクセス制御①	既存システムが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。	-
認証・アクセス制御②	中間サーバーが操作権限を持つ既存システムを認証、アクセスを許可する。	中間サーバーが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。

※番号法別表第2に規定される情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組合せを定義した情報

地方公共団体の中間サーバー・ハードウェアの共同化・集約化

総務省大臣官房企画課個人番号企画室

平成26年3月20日

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間サーバー)のポイント<第2章第3節>

必要性

セキュリティ、コストの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムを接続する方法として、情報連携対象の個人情報の副本を保存・管理する「中間サーバー」を置くことが適当

○セキュリティ

副本を中間サーバーに保存することで、障害等の場合も既存業務システムへの影響を遮断

○コスト

既存業務システムの改修を最小限に抑えるとともに、中間サーバーの稼働により情報連携に対応

(既存業務システムの稼働コストの最小限化)

基本的な考え方

○地方公共団体が管理

○保有すべき情報

- ・ 符号とともに、所得情報、世帯情報、各福祉分野情報(別表第二規定)、更新日時等の保有・管理が必要
- ・ セキュリティの観点から、個人番号、基本4情報は保有せず、団体内統合宛名番号の保有により本人を特定することが適当
- ・ 極力リアルタイムでの情報更新が望ましいが、業務負担軽減の観点から、更新時点情報の保持を前提に、業務特性に応じた更新頻度とするもの

○セキュリティ確保方策

- ・ 特定個人情報が保存されることから、セキュリティ確保は重要。未知のマルウェアなど新たな脅威にも対応した対策が必要。
(対策例)
- ・ 職員認証と適切な権限管理、ネットワーク設定の適切な実施、サーバーの通信状況の監視、ウイルス対策 等

○必要とされる機能

- ・ 情報照会・提供機能、符号管理機能、既存システム接続機能、インターフェイスシステム接続機能、情報提供等記録管理機能 等

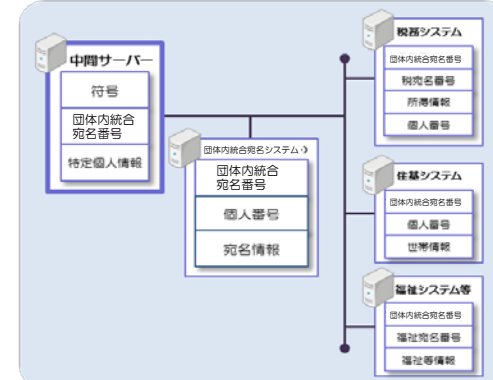
○スケジュール

- ・ 平成25年度～:ソフトウェアの設計・開発(国において一括開発)
- ・ 平成27年度:ハードウェアの設定・導入

※ ハードウェアについては、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当。設置主体も含めて、整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得る。

中間サーバーが保有すべき情報

- 個人番号を保有せず、団体内統合宛名番号を保有



中間サーバーが保有する情報(モデルケース)

番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

- 番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用により、共同化・集約化を推進。

①ソフトウェア：国による一括開発

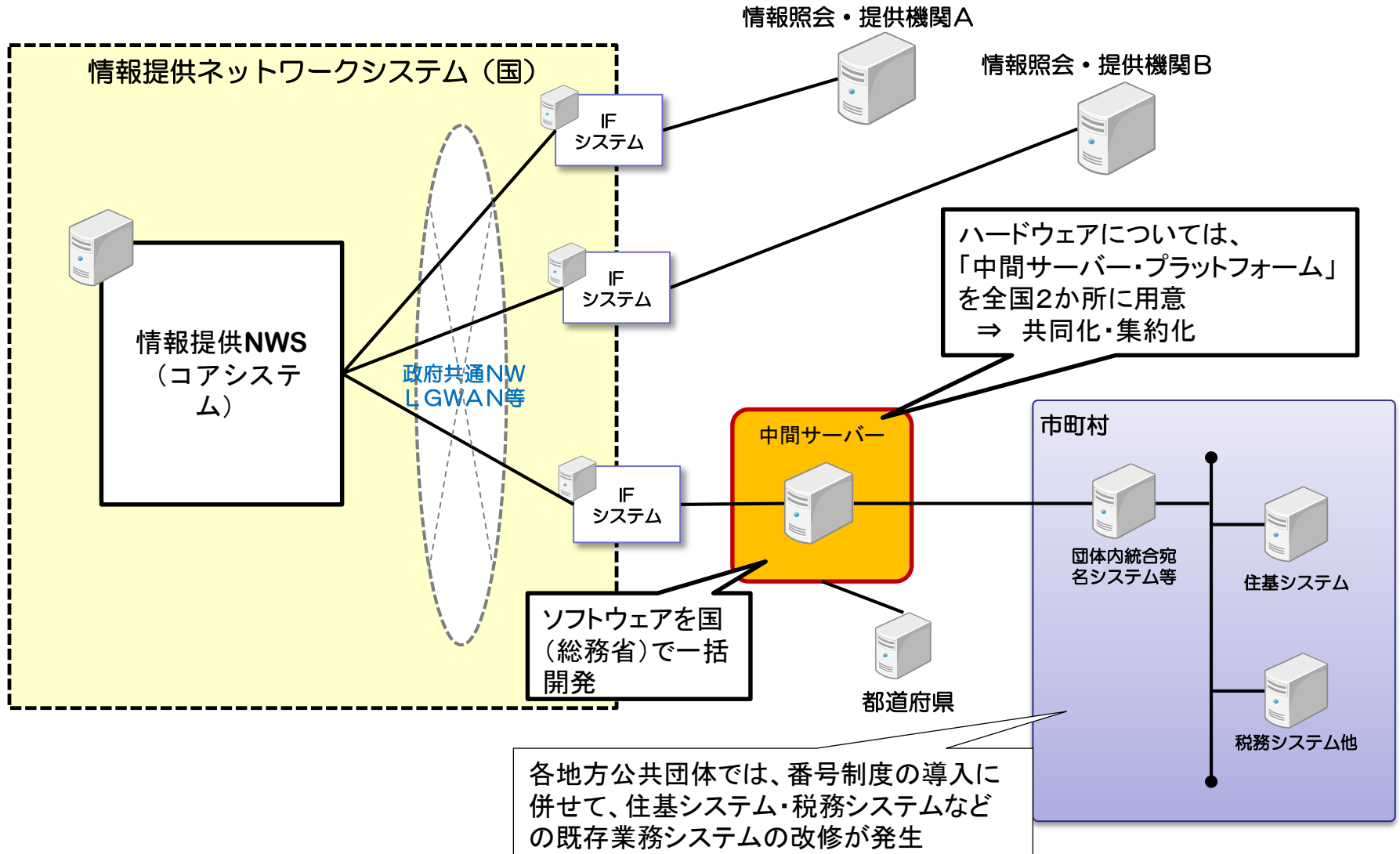
- ◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国（総務省）において一括開発（平成25年度～）し、地方公共団体に配布（当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施）

②ハードウェア：クラウドによる共同化・集約化

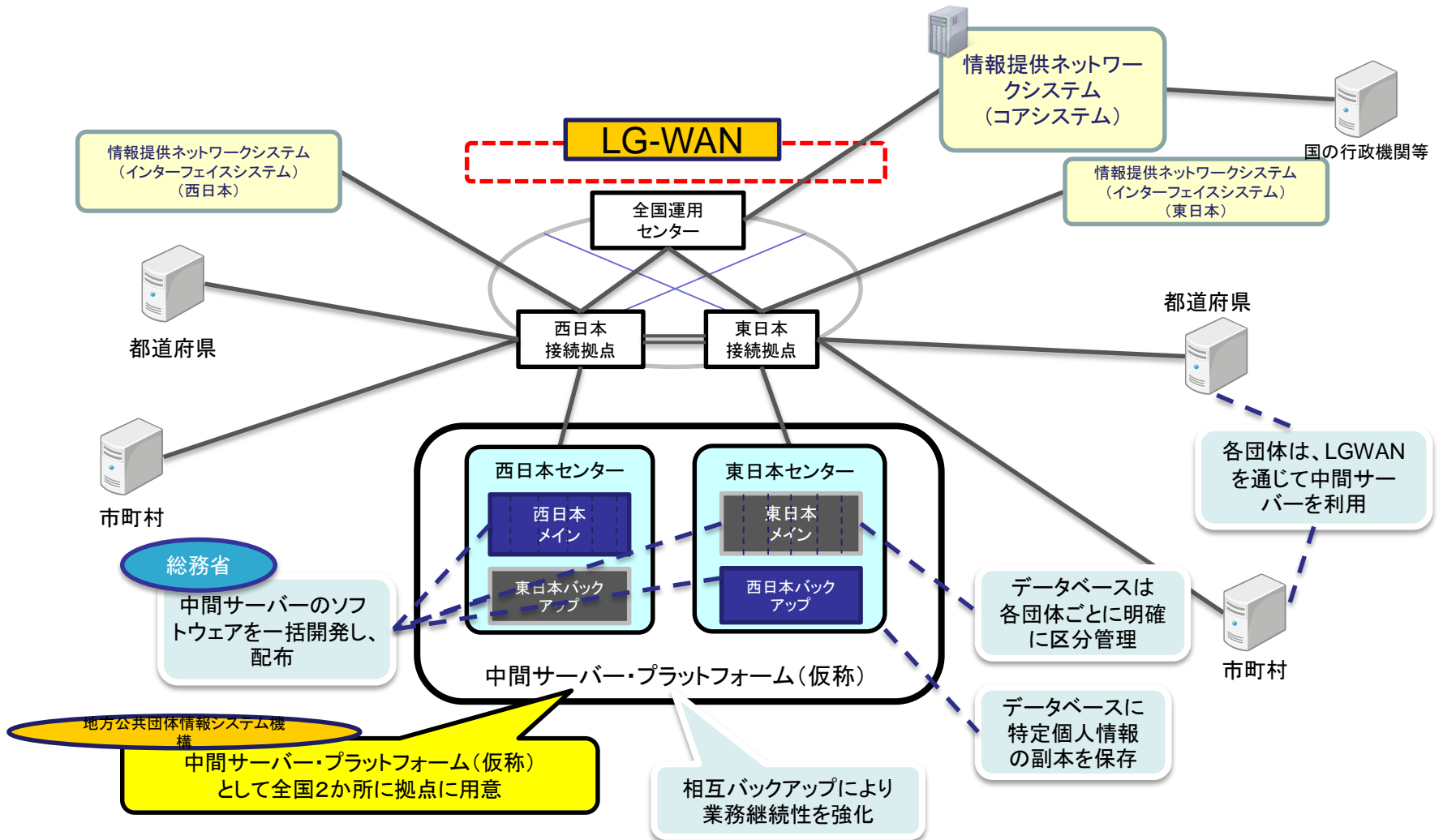
- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、機構が全国2か所に用意（平成26年度後半～27年度で整備）
 - ⇒ LGWAN-ASPの活用
 - ⇒ 機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
 - (a) イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b) セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの

※ 整備経費については、各都道府県及び市区町村の負担とし（機構への負担金）、当該負担金に応じて各団体に対して国庫補助金を交付（補助率10/10）

個人番号制度に係る地方公共団体のシステム整備



地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



番号制度導入を契機とした地方公共団体のクラウド化の加速

総務省地域力創造グループ地域情報政策室

平成26年3月20日

電子自治体推進指針の全面改訂

1 「骨太の方針2013」(平成25年6月14日閣議決定)

- 地方行財政の再構築に向けた重点的取組として自治体クラウドの加速

2 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)

- 国・地方を通じた行政情報システムの改革
- 番号制度導入までの今後4年間を自治体クラウドの集中取組期間と位置づけ

平成25年12月 全省横断的な「番号クラウド推進プロジェクトチーム」を総務省に設置

→ 本PTの下、地方公共団体に対して、クラウド化等に関する全面的な支援を実施

- クラウド化、業務改善によるコストカット・業務効率化
- ICTの活用による住民満足度の向上
- セキュリティ、耐災害性等の情報システム信頼性向上

を実現するために、

平成19年以来改訂されていなかった電子自治体推進指針を全面改定。
(今年度内に新指針を地方公共団体に正式通知)

<今後の取組予定>

- ・ 地方公共団体に指針の正式通知
- ・ 総務省として指針に基づく工程表を策定
- ・ 首長レベルを含む地方公共団体への周知・説明
- ・ 毎年度末に指針に沿った取組み状況についてフォローアップ・公表

「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」(概要)

「10の指針」概要

自治体クラウドの導入加速

【指針1】

- ・番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入

【指針2】

- ・大規模地方公共団体のシステムオープン化徹底

【指針3】

- ・都道府県による域内市区町村のクラウド加速

【指針4～6】

- ・クラウド実施体制の適切な選択・人材育成
- ・クラウド化と併せた業務フローの標準化
- ・クラウドベンダとの最適な調達手法の検討

電子自治体推進のための体制整備

【指針9】

- 情報セキュリティの強化、災害に強い電子自治体

【指針10】

- チェックリストを活用したPDCA機能の強化

住民利便性の向上

【指針7】

- ・地方公共団体の保有するデータに関するオープンデータ推進
- ・国の実証実験(公共クラウド、G空間等)への積極的な参加

【指針8】

- ・住民満足度が向上するICT利活用の促進

総務省によるフォローアップ等

- 本指針に基づき、電子自治体の取組み加速のための工程表を作成
- 本指針に基づき、フォローアップを実施

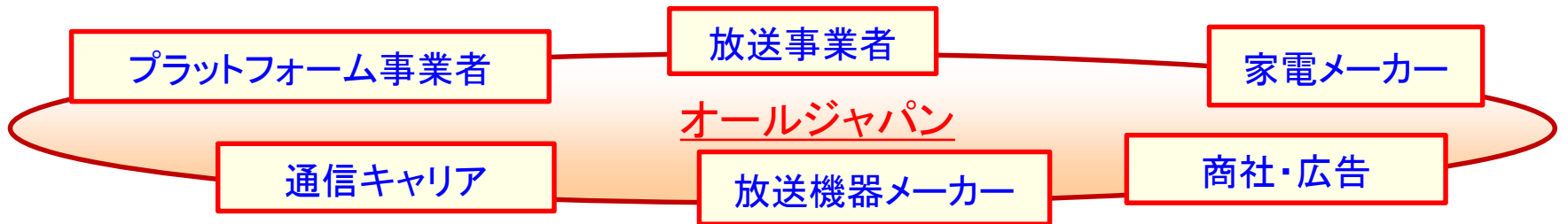
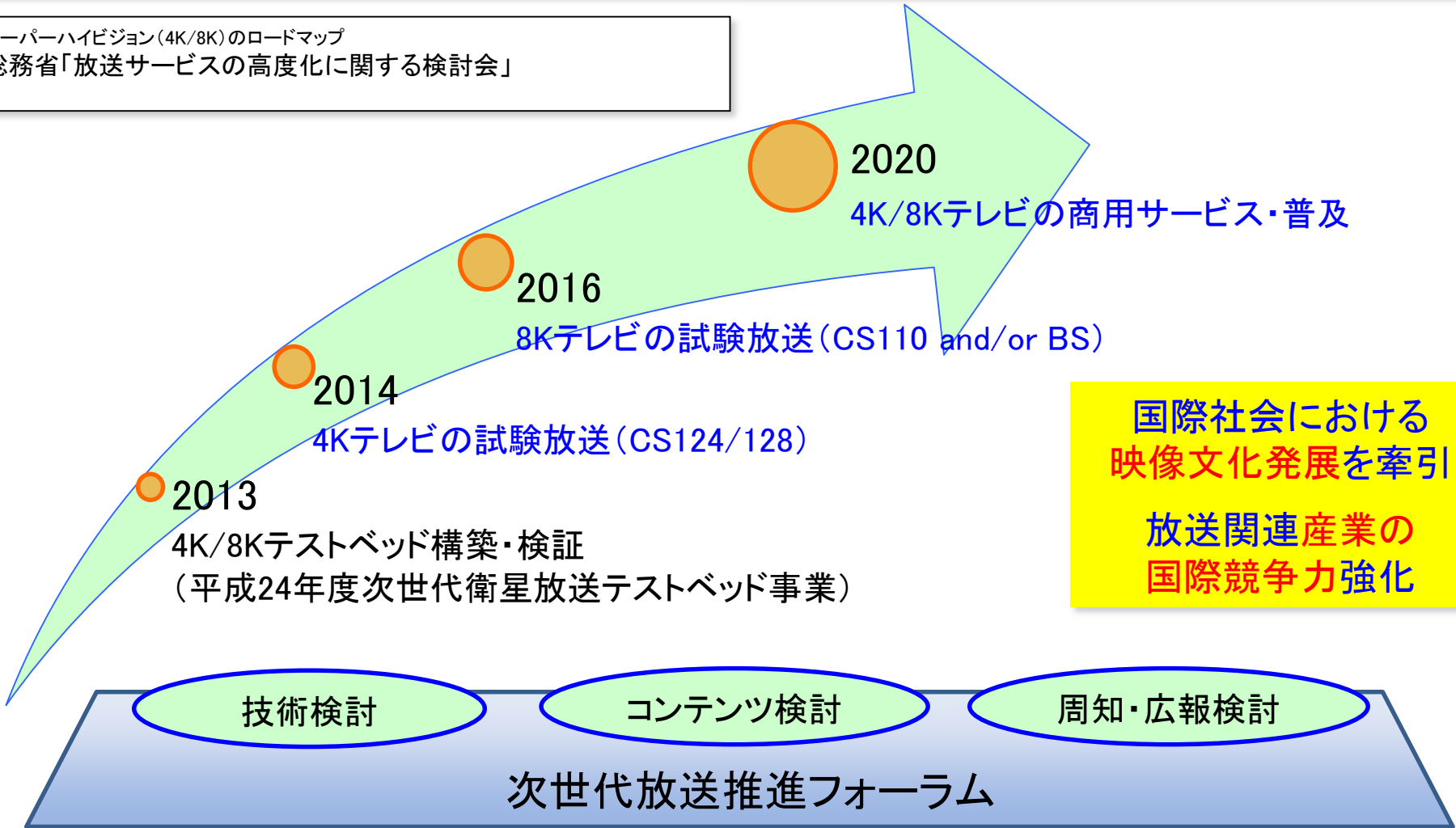
次世代放送推進フォーラム

2014年6月2日 4K試験放送開始


一般社団法人次世代放送推進フォーラム(NexTV-F)
理事長:須藤修

総務省検討会でのロードマップと本フォーラムの事業概要

スーパーハイビジョン(4K/8K)のロードマップ
総務省「放送サービスの高度化に関する検討会」




“スマートTV”時代



テレビは「放送」を受信するだけの
道具ではなくなった

「放送」(電波)だけが、ニュースや
エンターテインメントの配信ルートではない



一斉同報型・一方通行型から
相互発信型、コミュニティ参加型へ

HEVC

High Efficiency Video Coding

世界最先端の動画圧縮技術

現在のBS・地上デジタル放送の約4倍の圧縮が可能
高効率化とワンチップ化が不可欠

MMT

MPEG Multimedia Transport

伝送路の異なるメディア間でも同期・融合表現が可能に
本格的な放送・ネット融合サービス

2013年12月26日中間報告

世界初

「実際の衛星放送と同等の環境で、最新のHEVC技術による4K映像のリアルタイム圧縮と伝送を実現」

一般社団法人次世代放送推進フォーラムでは、総務省が「放送サービスの高度化に関する検討会」の報告(いわゆる「ロードマップ」)の中で提起した2014年の高度狭帯域衛星デジタル放送による4Kテレビの試行的放送とIPTVやケーブルテレビでの同時再放送の実現に向けて準備を進めている。2013年12月26日、準備状況について中間報告を行った。

今回の中間発表の内容

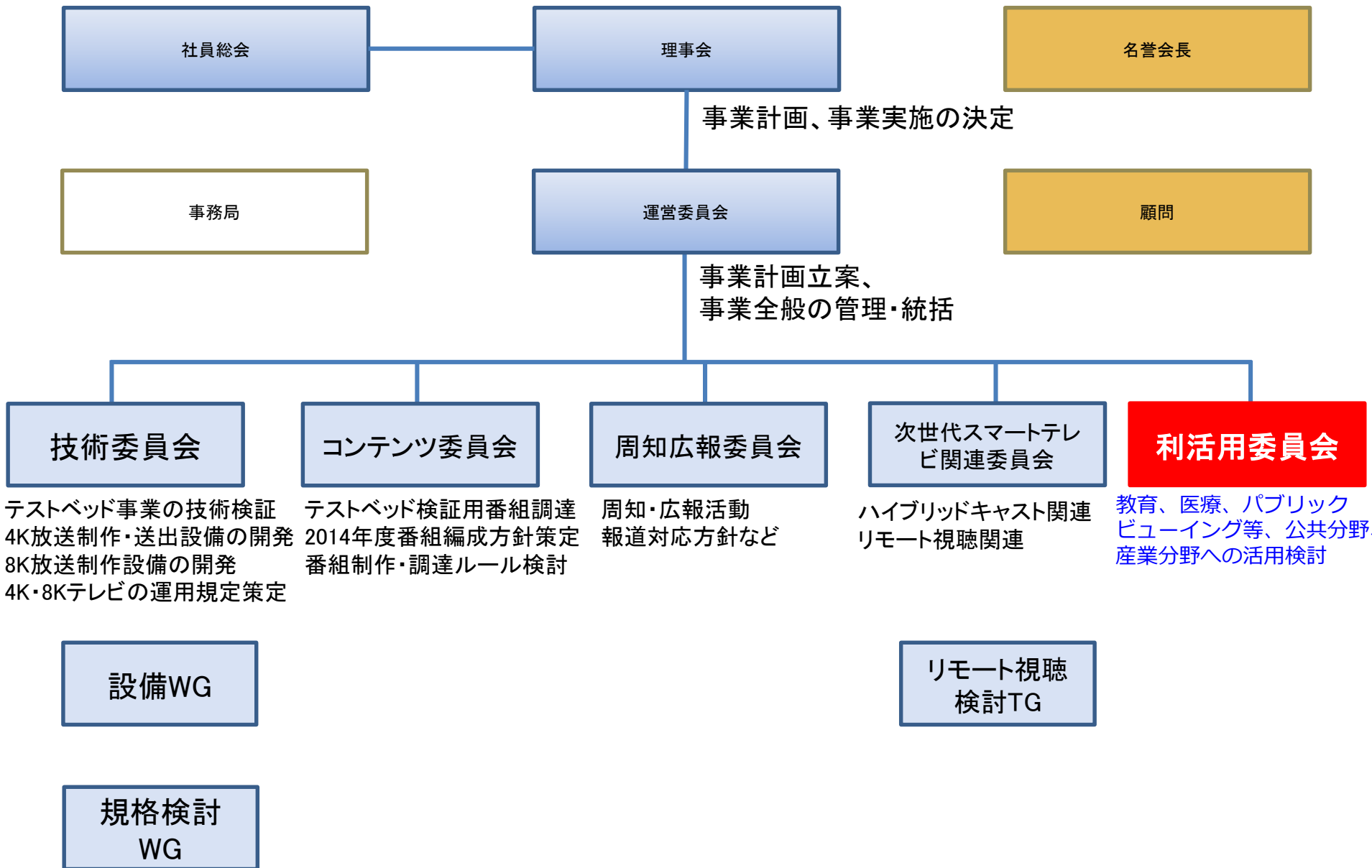
- ①現時点での高度狭帯域衛星デジタル放送での4K/60p映像のHEVCリアルタイム符号化と伝送
- ②2016年に向けた4K/8K放送用HEVCエンコーダLSIを想定した映像品質

NexTV-Fによる4K試験放送開始

2014年6月2日



次世代放送推進フォーラムの検討・推進組織 (2013年11月25日現在)



<重要領域>

■医療機関での利用

■教育分野での利用

■行政手続きでの利用(公的個人認証)

在宅医療と介護の連携のための
情報システムの共通基盤のあり方等に関する調査研究
事業(厚労省支援)

東京大学高齢社会総合研究機構

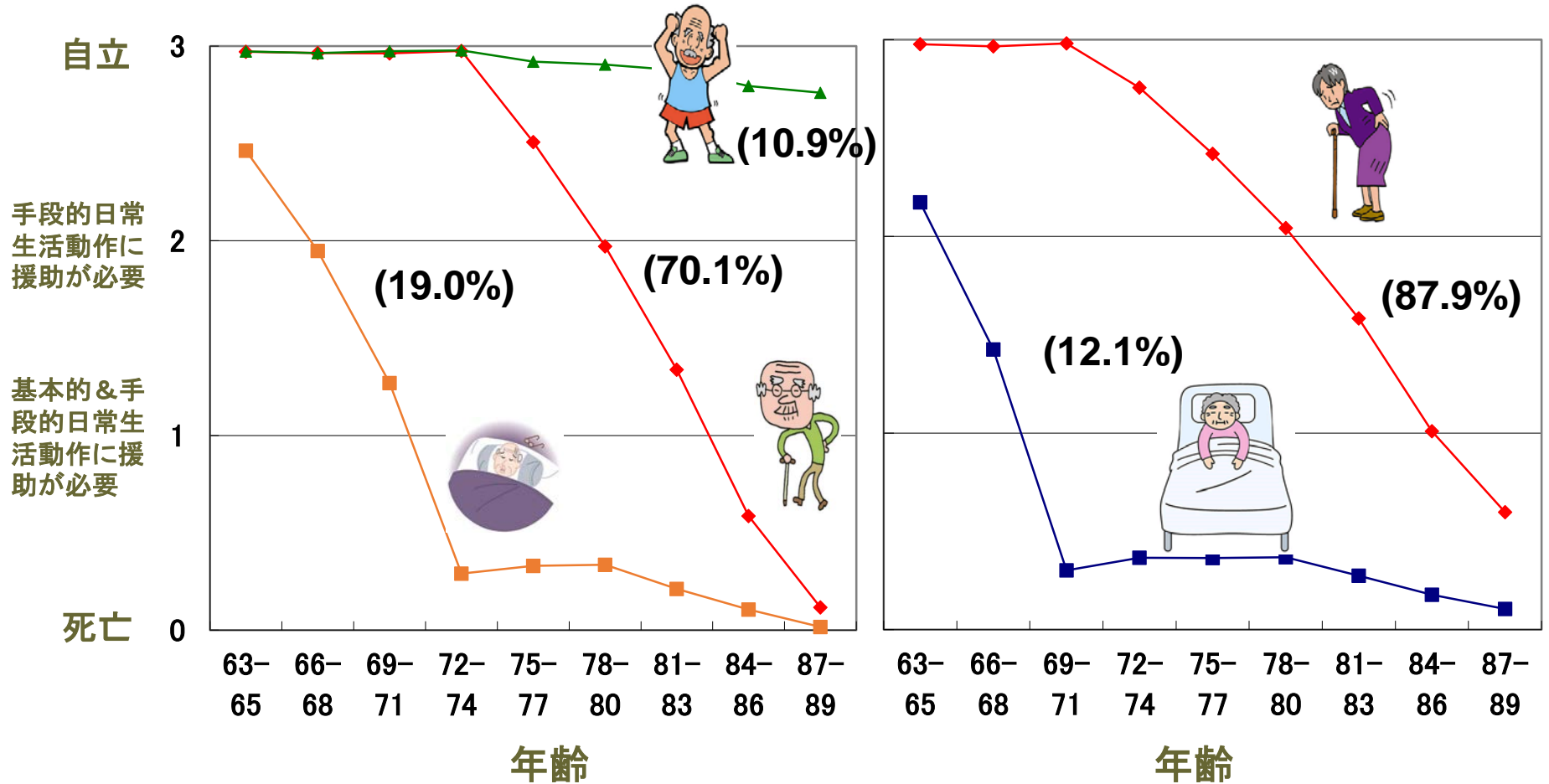
在宅医療と介護の連携における情報システム利用に関する
ガイドライン検討委員会(委員長:須藤修)

高齢者の増加と多様なパターン

— 全国高齢者20年の追跡調査 —

男性

女性



要介護認定3
認知症状
徘徊の心配



患者
(母親)

胃がん手術後
在宅で療養

①

最初は
長女と同居

③

次女の都合が悪い時
長女のところへ
ショートステイ

②

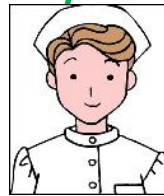
次女のところへ
引っ越し

A市



病院医師

会社員
長女C子



訪問看護師

ケアマネ



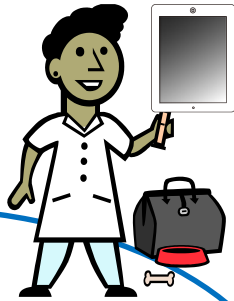
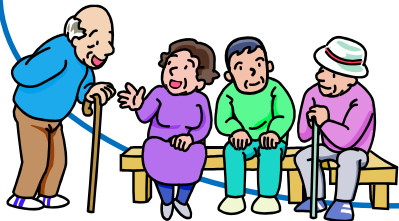
医師



B市



専業主婦
次女J子



医師



訪問
看護師

ケアマネ



B市
在宅ケア
チーム

A市
在宅ケア
チーム

VPN
インターネット

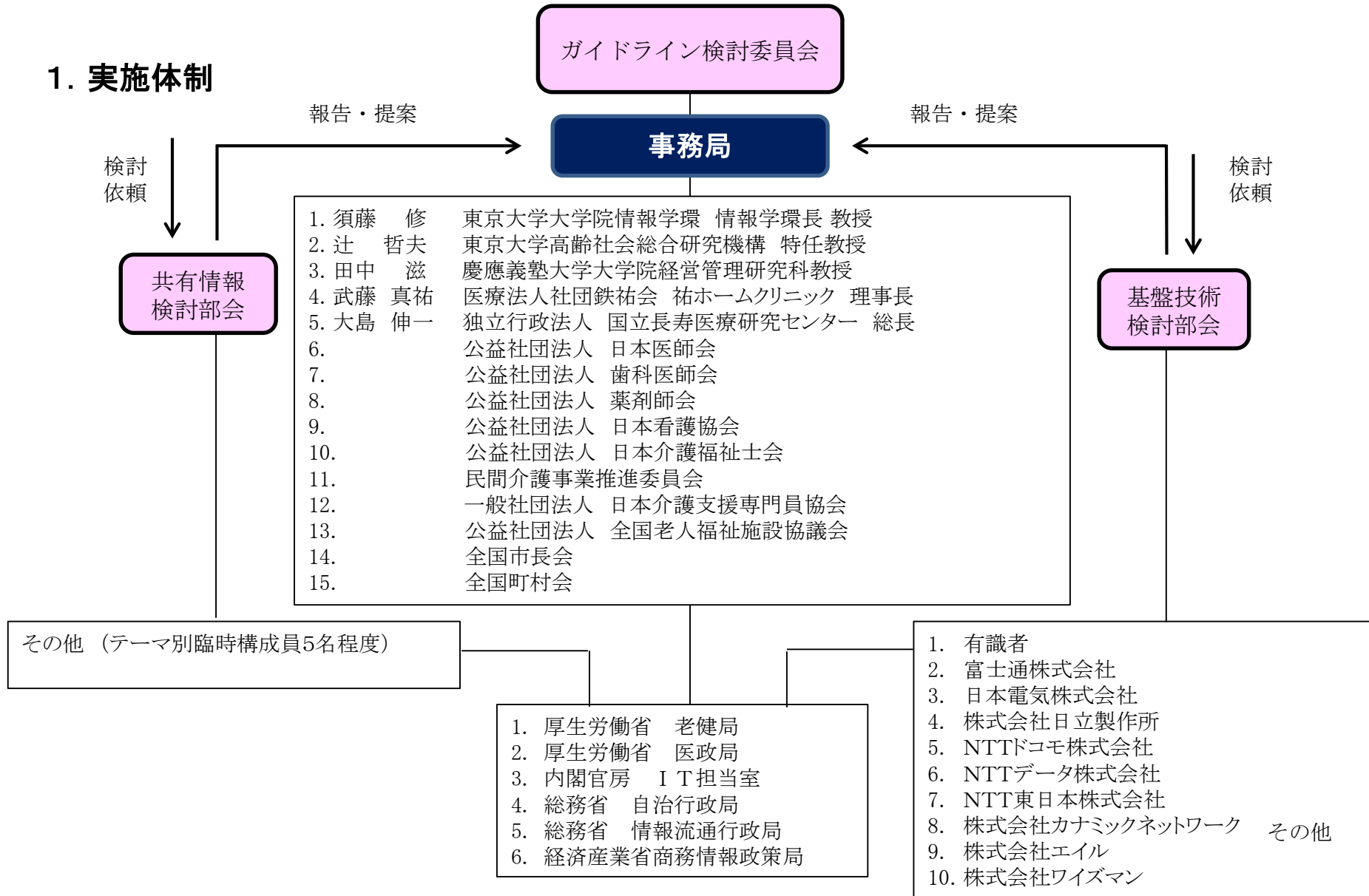
「ケアの方向性
温度板、ケア記録」

K社
情報共有システム

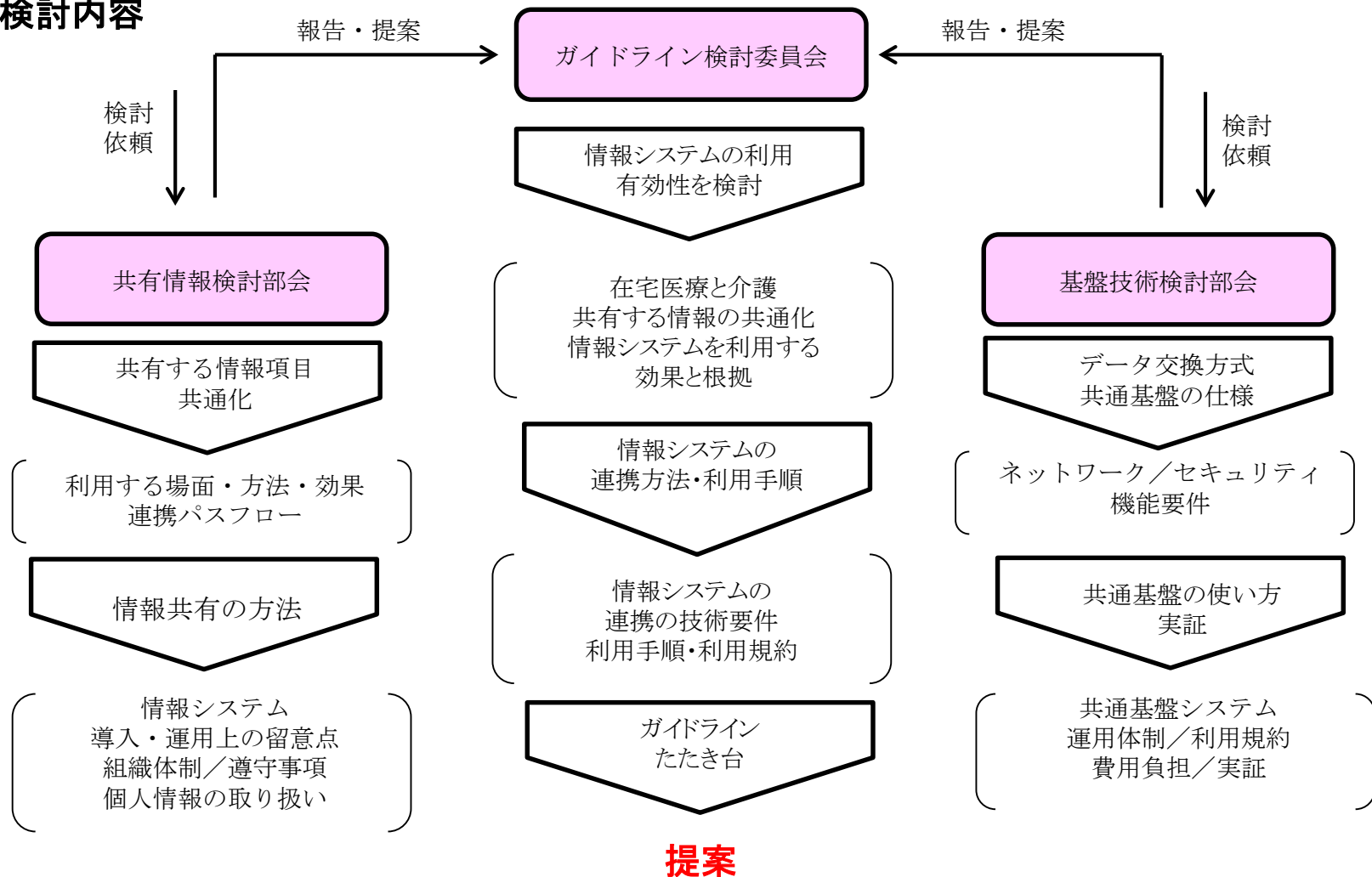
F社
情報共有システム

在宅医療と介護の連携のための 情報システムの共通基盤のあり方等に関する調査研究事業

1. 実施体制



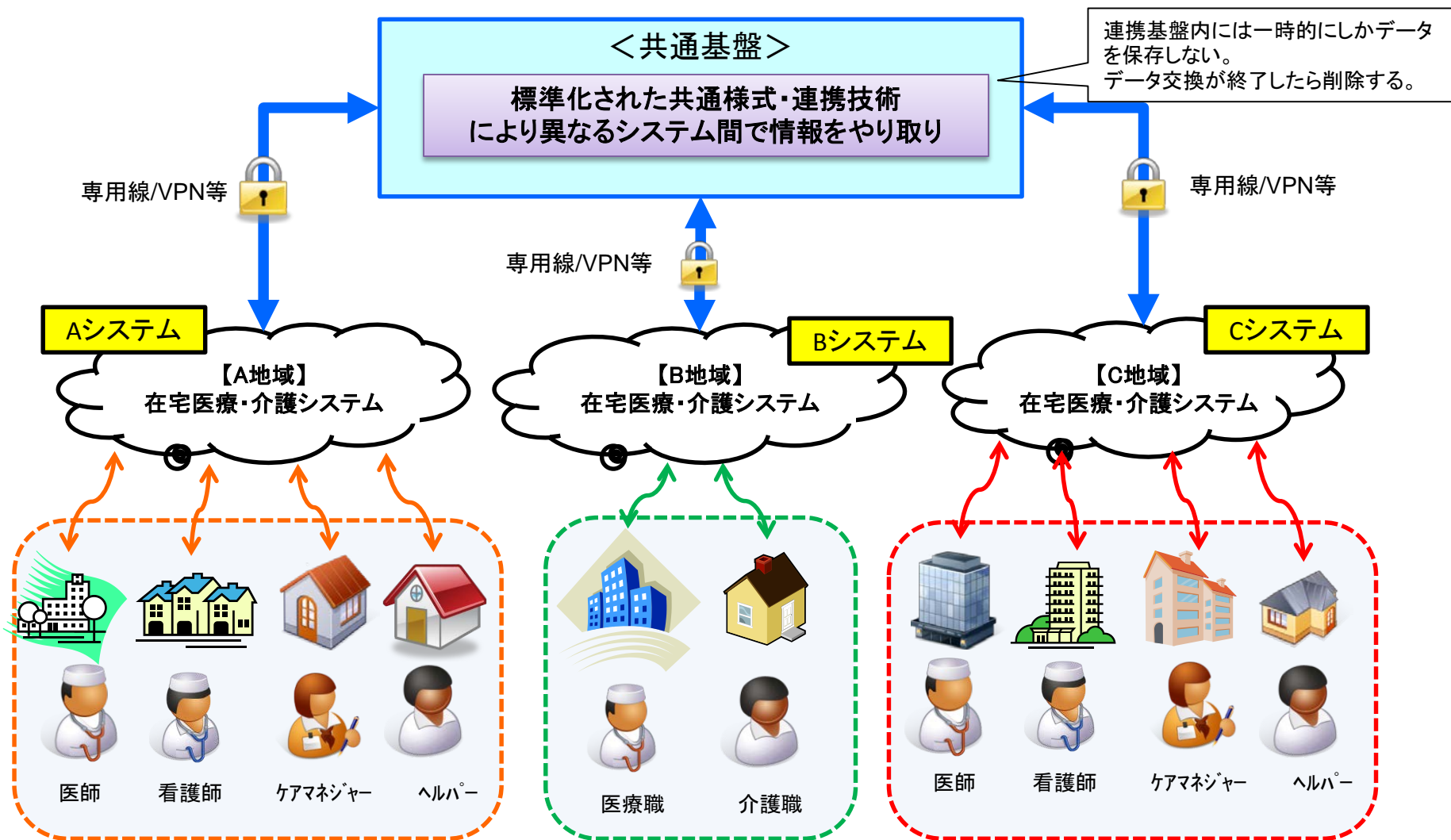
2. 検討内容



在宅医療・介護分野における情報連携基盤の
開発及び活用の実証に関する請負
(総務省)

情報連携基盤の開発及び活用の実証に関する協議会(座長:須藤修)
東京大学高齢社会総合研究機構

在宅医療・介護情報の共通連携基盤を構築し、複数の地域の異なるシステム間で在宅医療・介護情報を共有する。



厚生労働省とも密に連携しながら、在宅医療・介護情報を異なるシステム間で共有するための情報連携基盤を構築し、複数の地域で実証する。

実装機能	機能の構成要素	採用技術(案)	機能の利用による効果
①データ交換	患者個人名寄せ データ取得・配信	HL7 GreenCDA PDF・XML等	<ul style="list-style-type: none"> シームレスな情報システム連携 共有情報の共有化 交換規約の標準化 患者のケアの質の向上
②電子署名 ・個人認証	認証・署名	PKI(※)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ向上 業務書類の完全電子化 業務の効率化
③暗号処理	暗号制御	組織暗号	<ul style="list-style-type: none"> 組織暗号を用いることによるセキュリティ向上
④電子調査 ・資料共有	調査 FAQ 電子書庫	Webアンケート	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携の知識・知恵の向上 ニーズ把握
⑤電子コミュニティ ・学習	評価分析 学習 配信・受付 交流	eラーニング 認証SNS	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護関係者の交流・連携強化
⑥総合管理	マスタ管理 権限管理	RDB	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ向上 管理業務効率化 システム利用範囲の拡大
⑦ケアアセスメント	指針共有 ADL・認知評価 指標算出	InterRAI方式 全社協方式	<ul style="list-style-type: none"> 共通評価指標の標準化・可視化・共有 ケアの質の向上

※将来的にはPKIからHPKI/JPKIへの拡張を想定

実証研究(総務省支援) 活力ある超高齢社会の推進

東京大学

研究代表: 須藤 修(学環)

田中P(環)、海老野R(環)、飯山R(産)、辻P(高)、伊福部P(高)、井堀R(高)、神谷R(高)、大江P(医)、秋下P(医)、真田AP(医)、松山AP(医)、森AP(医)、山本AP(医)、武藤Dr(病)、園田R(鉄)、堀井P(工)、美馬AP(工)、加藤R(環)、村館R(環)ほか

アドバイザー: 松本東京大学理事・副学長

目標と成果

健康づくり、就労支援

安心して社会参加

元気な高齢者

WG-A: 柏市柏の葉キャンパス地区
働きながらICTで健康チェック
健康カウンセリング & 健康就労支援
目標: 虚弱化測定による健康の気づきを与える
⇒達成

WG-B: 文京区

通院しながらICTで虚弱予防
未病プロモーション支援
目標: 未病高齢者(軽度認知障害)に対する疾患兆候の早期発見
⇒達成

連携・共有
利用の基盤

WG-E 高齢者力の引き出し支援
目標: 社会創出のキーとなる健康や兆候に関する気づきの可視化
⇒達成

介護が必要になる高齢者

WG-D: 石巻市
医療・介護がICT利用で連携強化
在宅医療・介護情報連携の進化
目標: 孤立させない、社会との関わりをもたせる
⇒達成

WG-C: 柏市豊四季台地区

要介護でもICTで社会参加
在宅ケア自立支援
目標: 社会との関わりをもち、明るい気持ちにさせる
⇒達成

遠隔地の家族との
コミュニケーション

高齢者のICT
リテラシー向上

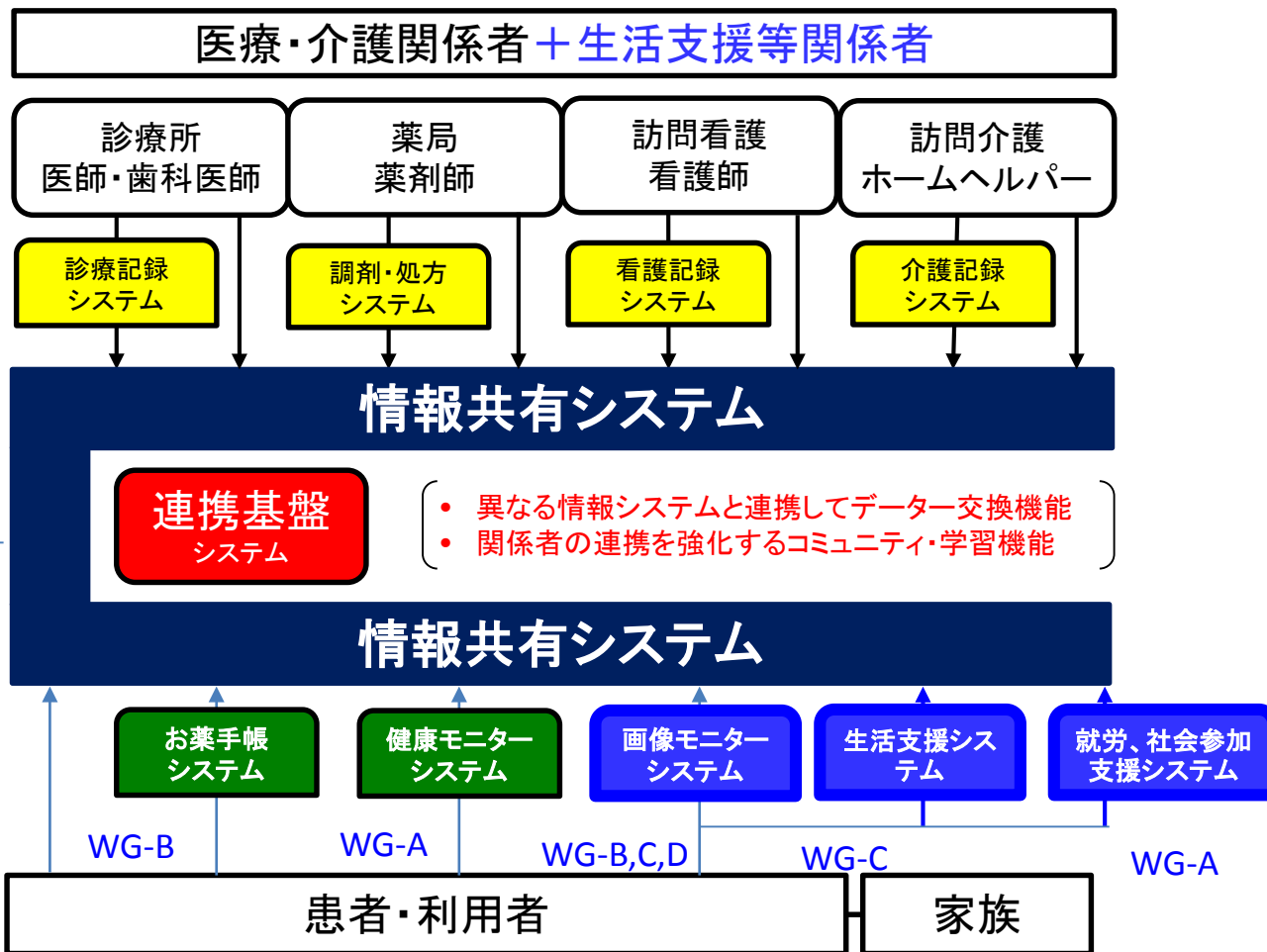
在宅医療と介護の連携における情報システム関連図

→連携基盤システムに、健康・在宅PHRを重層させる

個人ごとの健康・医療・
介護・生活支援の
一元情報管理システム

情報
利活用
基盤

WG-E



【課題】

- ①共通様式の標準化
情報項目/統一コード
- ②連携技術のルール化
フォーマット

千葉市と東大ビッグデータ分析で共同研究へ(1)

NHKニュース(2014年7月21日)

- 千葉市は東京大学と協力して、市民の診療明細や市民税などに関する膨大な電子データ、いわゆるビッグデータを分析し、今後の医療費の削減や財政の健全化の方策を探る共同研究を進めていくことになりました。
- 千葉市は収入に占める借金の返済額の割合が政令市の中で最も高く、厳しい財政状況をいかに改善していくかが大きな課題です。
- こうしたなか、市が蓄積しているビッグデータを分析して今後の医療費の削減や財政の健全化につなげていく共同研究を東京大学と行うことになり、このほど協定を結びました。

千葉市と東大ビッグデータ分析で共同研究へ(2)

NHKニュース(2014年7月21日)

- 具体的には今月から2年間、名前や住所などの個人情報
を非公開にしたうえで病院の診療明細や市民税などに関する
データを市が提供し、ビッグデータの活用に詳しい東京大学
の須藤修教授の研究グループが分析に当たります。その結
果を基にどういった方策が考えられるのか1年間検討する
ということです。
- 千葉市は「データの分析で問題がさらに深刻化する前に対
応策を打ち出し、市民サービスの向上につなげていきたい」
と話しています。

